

使用料の改定

使用料を改定します

(公共下水道使用料・農業集落排水処理
施設使用料・忠類簡易水道使用料)

幕別町公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料を、6月分から改定します。

◆料金改定の背景

下水道使用料は、「受益者負担の原則」に基づき、汚水処理の維持管理費と施設を建設する財源として必要な借入金(起債)の償還金を基に算定しています。

しかし、公共下水道事業や農業集落排水処理事業の施設整備には多額の費用が掛かり、使用料収入だけでは賄えないため、毎年、収入不足分を一般会計からの繰り入れによって補っておりますが、一般会計からの多額の繰り入れを続けることは、厳しい町の財政を圧迫することにもなります。

このたび使用料を改定させていただきましたことになりましたが、今後、一層の経営努力を重ね、健全経営に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

◆料金改定の経過

町では、厳しい財政運営が続く中、人件費の削減、利率の低い起債への借り換えなど経営改善に取り組んでいますが、昨年11月に幕別町使用料等審議会に適正な使用料について諮問し、基本料金、超過料金とも15%アップの料金改定についての答申をいただき、3月町定例議会で、可決されました。

なお、新料金は、下の表のとおりとなり、6月分から適用されます。



◆公共下水道・農業集落排水処理施設使用料

種別	基本料金 (1カ月あたり)			超過料金 (1㎡あたり)	
	基本水量	現行	改定後	現行	改定後
一般	10㎡まで	1,400円	1,610円	140円	161円
公衆浴場	100㎡まで	3,515円	4,042円	35円	40円

※料金はすべて消費税込みの金額です。【前回改定年：平成17年】

◆忠類簡易水道使用料の改定

用途	基本料金 (1カ月あたり)		水量料金 (1㎡あたり)	
	現行	改定後	現行	改定後
家事用	399円	399円	157円	204円
営業用	399円	399円	20㎡まで204円	204円
営農用			20㎡まで122円	122円
団体用	1,837円	1,837円	168円	204円

忠類簡易水道使用料も4月分から次のとおり改定します。これは町村合併時の協議に基づくものです。

※料金はすべて消費税込みの金額です。